



Headline

- ✦ UNPRI—ERM ESG 情報の開示ガイダンス
- ✦ 世界銀行 新環境・社会フレームワーク ガイドランスノートの公表
- ✦ SDG セクターロードマップガイドラインと化学セクターロードマップ
- ✦ PFOS・PFOA について

UNPRI—ERM ESG 情報の開示ガイダンス

今年6月、UNPRI（国連責任投資原則）とERMの共著で、年金基金等の機関投資家がプライベートエクイティ（PE）に対してESG関連の情報開示を求めるときに参照するガイダンス⁽¹⁾が発行されました。PE投資とは、機関投資家から集めた資金をもとに、非上場企業の株式を取得してその企業⁽²⁾の成長を主導または支援し、企業価値を高めて売却、その利益を投資家に還元する投資手法のことを指します（PEに関するより詳しい説明は日本プライベート・エクイティ協会のウェブサイト⁽³⁾を参照してください）。

このガイドラインは、たとえば、私たちの年金がPEのポートフォリオ企業の成長に役立てられているかどうかをチェックするときに、年金基金とPEによって参照されることを想定しています。なお、当然に、PEのポートフォリオ企業には、正しいESGポリシーを持ち、持続可能な事業活動を行っていることが期待されています。その上で、ガイドラインでは、PEから以下のような項目について開示や説明を求めるとしています。

- 責任ある投資に関するポリシーや戦略について、どのような変化がありましたか？
- ポートフォリオ企業でのESGのリスクと機会はどのような状況にありますか？新たに現れたESGリスクや機会についてどのように対応していますか？
- 業績に重大な影響を与えるようなESG関連の事故について報告してください。

このガイダンスは、ERMロンドンオフィスが中心となって、世界中の機関投資家やPEにヒアリングを行った結果できあがったものであり、得られた多くの意見を踏まえて、実務で受け入れられるような工夫がされています。フレキシブルな運用ができるよう、7つの“Core”な開示項目（上記はそのうちの3つ）と6つの“Additional”な開示項目が提案されています。また、ガイダンスには、参考情報として、機関投資家やPEにヒアリングした内容やケーススタディーに多くのページを割いており、読み物としても完成度が高くなっています。

日本企業への影響

株主や機関投資家が企業に対してESG（環境、社会、ガバナンス）への取り組みや実績を説明するよう求める場面はかなり一般的になってきました。一方、対応する企業のご担当者からは、どこまで対応すればよいのか？といった質問もよく聞きます。ご紹介したガイダンスは上場企業に向けてではなくPEや機関投資家を対象に書かれていますが、多様性（diversity）等についての有用なWEBリンクも紹介し、TCFDについての囲み記事も入れるなど、盛りだくさんな内容になっています。ご参考にしていただければ幸いです。

(1) <https://www.unpri.org/private-equity/esg-monitoring-reporting-and-dialogue-in-private-equity/3295.article>

(2) 通常、PEは複数の企業に投資し、これを総称して「ポートフォリオ企業」と呼びます。

(3) <http://www.japanpea.jp/faq/>

(坂野 目典)

世界銀行 新環境・社会フレームワーク ガイドランスノートの公表

世界銀行を初め、IFC・アジア開発銀行・JICA・JBIC等の各種国際開発金融機関・ODA実施機関は、プロジェクト実施にあたり環境社会に与える負の影響を最小化すべく、各種ポリシー等を有しています。各機関ともに、その内容は定期的に見直しをしており、世界銀行は現在運用中のセーフガードポリシーに代わり、新しい「環境・社会フレームワーク（Environmental and Social Framework）」を2018年10月より運用開始予定としています。

新環境・社会フレームワークは、環境社会影響評価・労働・資源効率および汚染防止・コミュニティの安全衛生・用地取得/住民移転・生態系・先住民・文化遺産・金融仲介機関・ステークホルダーエンゲージメントの10分野の環境社会スタンダード（ESS）で構成されており、これらESSの内容を補足説明する資料としてガイダンスノートが2018年6月に公表されました。

新環境・社会フレームワークにおいて変更・強化された点はいくつかありますが、環境面においては気候変動、社会面では労働面において、要求事項が強化されています。気候変動については、温室効果ガス（GHGs）を大気汚染物質とみなし、技術的・資金的に可能な範囲としながらも、プロジェクトにより排出されるGHGsの削減を借入国に求めています。労働に関するESSは、児童労働・強制労働の禁止、結社・団体交渉権の自由をサポートするものであり、ILO（国際労働機関）の中核的労働基準に基づき策定されたものとなります。また、これらのスタンダードはプロジェクトワーカーに適用されますが、プロジェクトワーカーには工事労働者のみならずプロジェクトを所掌する実施機関・運営機関の労働者、プロジェクト実施に当たり不可欠な主要サプライヤーの労働者、コミュニティ労働者にまで幅広く適用されます（雇用形態に応じて適用される要求事項は異なります）。

現在、世界銀行は世界銀行スタッフ・借入国の実施機関スタッフ等に向けたトレーニングを実施し新環境・社会フレームワーク運用開始に向けて準備を進めています。また、新環境・社会フレームワークの適用は、2018年10月1日以降にコンセプトノート（プロジェクト発掘段階で作成される文書）が承認された案件となり、それ以前の案件は現行のセーフガードポリシーが適用されます。そのため、当面は新環境・社会フレームワークと現行のセーフガードポリシーの併用が続くことが見込まれます。なお、他の機関のポリシーについては、JICAの環境社会配慮ガイドラインは、10年以内にレビューを実施し、その結果に応じて改定するという規定があるため、2020年頃に改定される可能性があります。

日本企業への影響

新環境・社会フレームワークは昨今の気候変動や人権・労働に対する世界的な潮流に同調するものであり、日本企業もESGやSDGsへの対応がますます求められるものと考えられます。より直接的な影響としては、世界銀行が支援する途上国での事業に参画する日本企業において、今後労働面のESSの遵守が求められることが挙げられます。

また、JICAの現行の環境社会配慮ガイドラインでは、世界銀行のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことが求められています。そのため、今後予定されるガイドラインの改定でも世界銀行の新環境・社会フレームワークが一定程度考慮されることが予想され、JICAの海外投融資や円借款事業へ参画される日本企業への影響が生じる可能性があります。

(柴田 夕羽)

SDG セクターロードマップガイドラインと化学セクターロードマップ

持続可能な開発目標（SDGs）は、2030年における世界のあるべき姿に向けた地球規模の優先課題を示しており、SDGsの達成に向け、政府、企業、市民社会による積極的な取り組みが必要とされています。特に、企業に対しは、それぞれの中核的事業における創造的活動や新技術の導入により、社会課題の解決に向け主導する役割が期待されています。また企業にとっても SDGsの達成は 12兆ドルの機会創出に繋がると報告されています（ビジネス&持続可能開発委員会「より良いビジネス、より良い世界」）。

ただし、この地球規模の社会課題の解決には、社会、経済システムの変革が必要となる事もあり、各企業による単体の取り組みだけでは到底達成出来ません。そこで各セクターにおける企業間の協働が重要な役割を持ちます。

SDG セクターロードマップガイドライン

持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）は、SDGs 達成に向けた各セクターとしての役割や取組みを重視し、2018年4月18日 SDG セクターロードマップガイドラインを発表しました。この検討プロセスでは、世界の大手化学会社 9社が参加し、ERM が事務局として中心的役割を果たしました。

同ガイドラインでは、セクター毎のロードマップを作成する際に、以下の3ステップアプローチを推奨しています。

1. セクターとしての現状把握：セクターのバリューチェーンと SDGs の接点を把握し、影響度合いの大きさをセクターとして優先する SDGs を特定
2. セクターとしての重要機会の特定：特定された SDGs について、具体的に影響力を及ぼす事ができる機会を決定
3. セクターとしてのアクションプラン決定：2030年におけるセクタービジョンに向けたアクションプランを決定

化学セクターロードマップ

2018年7月17日、国連・持続可能な開発に関するハイレベル政治フォーラムの場において、化学セクターの SDG ロードマップが発表されました。

同ロードマップは、前述のガイドラインに沿って検討が行われ、10の優先 SDGs を特定し、18の重要機会を決定しています。その重要機会は、分かりやすく5つのテーマ（食料、水、人々と健康、エネルギー、インフラと都市）に沿って分類され、3つの領域（製品、プロセス、パートナーシップ）のどの部分におけるイノベーションを必要とするかを明確にしています。

例えば、SDGs のターゲット 7.3「2030年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる」達成に向け、化学セクターとして、「下流セクターにおけるエネルギー効率を加速させる」という重要機会を設定し、主なアクションとして、輸送・建設・容器包装セクターに焦点をあて、顧客・同業他社・地方自治体とのコラボレーションによる化学製品におけるイノベーションを掲げています。

日本企業への影響

SDG への取り組みは法的義務ではありませんが、前述の通り、企業は社会課題の解決において主導的立場であることが期待されており、今後、株主・投資家をはじめとする各ステークホルダーからの要求が高まる事が容易に想定されます。また各セクターロードマップではバリューチェーン上の課題が明確にされるため、具体的な取引先からの要求が増加する可能性もあります。

日本企業は、業界における連携が図られている印象がありますが、より一層の、社会課題の解決に向けた具体的な取組みの推進と世界に向けた発信が期待されます。SDG セクターロードマップガイドライン及び化学セクターロードマップの詳細については、お問い合わせ下さい。

(西 利道)

PFOS・PFOA について

有機フッ素化合物はコーティングや界面活性剤等として幅広い用途に用いられていますが、その製造工程や分解により発生するパーフルオロオクタンスルホン酸（Perfluorooctane Sulfonate：PFOS）やパーフルオロオクタン酸（Perfluorooctanoic Acid：PFOA）について国際的な関心が高まっています。PFOS および PFOA は、難分解性で、環境・生物体内において蓄積性のある有機フッ素化合物です。環境中で広がり易く、世界中の水源や生物体内などに存在することが報告されています。また、人間へのばく露は生殖・発育障害、肝臓・腎臓への影響、免疫力の低下等の影響を引き起こす可能性があることが示されています。米国環境保護局（EPA）は両物質の発がん性を疑っており、また、国際がん研究機関（IARC）は PFOA を発がん性の評価分類における 2B（人に対して発がん性がある可能性がある物質）に指定しています。

これに対して、2000年代に入ってから国内外で様々な PFOS および PFOA に関する規制への動きがあります。2009年、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）における附属書 B に PFOS が追加され、製造、使用、輸出入を制限すべき物質に分類されました（PFOA は 2015 年より追加が検討中）。日本国内においては、2009年に化学物質審査規制法における第1種特定化学物質（原則として製造・輸入が禁止）に PFOS が指定され（PFOA は一般化学物質）、また同年より水道水質基準に係る要検討項目として PFOS および PFOA が追加されました。米国においては、2002年には PFOS の米国内の主要製造会社が自主的に製造削減を決めました。近年においては、PFOS の代替物質（たとえば、ペルフルオロヘキサンスルホン酸：PFHxS）についても、ヒトや環境への影響が懸念されるため規制動向への注目が高まっています。

上記のような PFOS・PFOA に関する使用や輸入の規制を迫るように、土壌・地下水汚染の観点においてもこれらの物質への規制が始まっています。米国においては、PFOS および PFOA を含むパーフルオロアルキル物質・およびポリフルオロアルキル物質（PFAS）は新規汚染物質（emerging contaminants）とされ、EPA が 2016年に飲料水の基準（Advisory Limit）を定め、米国内のいくつかの州では、地下水の指針値を独自で設定しています。並行して、PFAS による地下水汚染の評価方法や浄化方法の検討、開発が進んでいます。また、米国では既に PFAS による土壌地下水汚染関連の訴訟が提起されてきています。

日本企業への影響

土壌地下水汚染について、新規の規制物質が加わることは企業の環境管理担当者として、非常に頭の痛い問題であり、しかし一方で速やかな対応をとることにより影響を最小限にできる問題でもあります。PFOS・PFOA を取扱った履歴のある事業所においては、土壌・地下水への影響を調査し、未然に周辺への影響等の潜在的なライアビリティを低減・回避していくことが重要であると考えます。ERM ではグローバルのネットワークを活用して PFOS・PFOA 等の規制動向を把握し、米国・欧州・オーストラリアなどの世界中でこれらの化学物質に関連したサポートを提供しています。

(西澤 建)

Newsletter 全般に関するお問い合わせ：ERM.JapanNewsletter@erm.com

今回の Newsletter は、2018年10月26日頃発行予定となります。

本ニュースレターはイー・アール・エム日本株式会社（以下「当社」とします）が当社事業内容及び活動等を本ニュースレターの読者にご理解いただくための情報提供を目的としたものです。当社は本ニュースレターにおいて提供される各掲載記事内容の正確性に対する保証行為を一切していません。また、当社は読者が各記事を利用したこと起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。本ニュースレターを構成する各記事、画像等（これに限らない）の著作権は、当社に帰属するものとします。読者は、当社が特段の事情があると判断した場合を除き、本ニュースレターの各記事、画像等を他のウェブサイト、雑誌、広告等（これに限らない）に転載できないものとします。本ニュースレターからの外部サイトへのリンクについては、当社は一切責任を負わないものとし、また外部サイトへのリンクが起因する直接的又は間接的な損害に関して、一切責任を負わないものとします。

なお、弊社からの案内をご希望されない場合は、お手数ですがご返信を控えさせていただきます。

ERM.JapanNewsletter@erm.comまでご連絡いただけますよう、お願い申し上げます。